

国立大学法人総合研究大学院大学学長候補者の決定について

2025 年 10 月 9 日

国立大学法人総合研究大学院大学

学長選考・監察会議議長 川合 眞紀

国立大学法人総合研究大学院大学学長候補者を決定したので、国立大学法人総合研究大学院大学学長選考要綱（以下「要綱」という。）第 10 条の規定に基づき、下記のとおり公表します。

記

1. 学長候補者の氏名

なが た たかし
永田 敬 （ 国立大学法人総合研究大学院大学学長 ）

2. 任期

2026 年 4 月 1 日 ～ 2032 年 3 月 31 日

3. 当該学長候補者の選考の理由

国立大学法人総合研究大学院大学学長選考・監察会議は、「学長選考基準（学長に求められる資質・能力）」を踏まえ、選考資料、推薦代表者からの推薦理由説明、被推薦者への意見聴取等の結果を総合的に判断した結果、永田敬 氏が、リーダーシップと優れたマネジメント能力を発揮して法人を運営するとともに、大学共同利用機関及び大学共同利用機関法人等との緊密な関係及び協力によって教育研究の水準をより一層向上させる者として、次期学長に最も適していると考え、学長候補者に決定しました。

4. 選考の過程

(1) 学長候補適任者の推薦依頼（2025 年 7 月 14 日）

学長選考・監察会議議長から、要綱第 6 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、以下に対して依頼文を送付するとともに、要綱第 6 条の 2 第 1 項の規定に

基づき公募を実施し、2025 年 9 月 1 日まで学長候補適任者の推薦・公募を受け付けました。

- ① 学長選考・監察会議委員 ② 各基盤機関 ③ 専任研究院職員会
- ④ 専任事務局職員会 ⑤ 役員、担当教員、研究院職員及び事務局職員

(2) 第 1 次学長候補適任者の決定 (2025 年 9 月 19 日)

上記 (1) に基づき推薦された者 (1 名) について、要綱第 7 条第 1 項の規定に基づき、学長選考・監察会議が定める学長選考基準 (学長に求められる資質・能力) を満たしていることの審査を行い、要綱第 7 条第 2 項の規定に基づく推薦代表者からの推薦理由説明を踏まえ、当該学長候補適任者を第 1 次学長候補適任者として決定しました。

(3) 第 1 次学長候補適任者に対する意見聴取及び第 2 次学長候補適任者の決定 (2025 年 10 月 9 日)

第 1 次学長候補適任者 (1 名) について、推薦時に提出された選考資料等により、要綱第 8 条第 1 項の規定に基づき経歴及び教育研究業績等の審査を行い、学長選考・監察会議への出席を求め、意見聴取を実施し、当該第 1 次学長候補適任者を第 2 次学長候補適任者として決定しました。

(4) 学長候補適任者の決定 (2025 年 10 月 9 日)

学長選考・監察会議委員による意見交換を踏まえ、要綱第 9 条第 1 項及び国立大学法人総合研究大学院大学学長選考内規の規定により、永田敬 氏を学長候補者に決定しました。

以 上